

# 赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定（中間見直し）業務委託仕様書

## 第 1 章 総則

### 1 業務の目的

「赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現行計画」という。）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、令和 4 年 4 月に策定し、市民・市民団体・事業者・行政が一体となって、ごみの減量化、資源化に取り組むとともに、ごみの適正処理を推進しているところである。

現行計画（計画期間：令和 4 年度～令和 12 年度）が令和 7 年度に、中間目標年度となることから、目標の達成状況や施策の実施状況を検証するとともに、各種法改正や人口減少などの社会情勢の変化を踏まえた、今後のごみの減量及び処理体制の方向性と施策について、現行計画の見直しを行う。

### 2 業務名

赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定（中間見直し）業務

### 3 業務期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日まで

### 4 業務内容

「第 2 章 業務内容」に示す内容とする。

### 5 資料の貸与

本業務の履行に必要な資料収集は、原則として受注者が行うものとするが、本市が所有し業務に必要な資料については、可能な範囲で貸与する。

### 6 秘密の保持

受注者は、本業務の履行上、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

なお、本契約終了後も同様とする。

### 7 技術者の配置条件

受注者は、本業務を履行するに当たり、必要な知識、技術及び相当の経験を有する技術者を配置し、適正に業務を行わなければならない。配置技術者は、主任技術者、照査技術者、担当技術者を配置することとし、主任技術者及び照査技術者の資格条件は、次のとおりとする。

なお、主任技術者と照査技術者を兼務することはできないものとする。

- (1) 主任技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行うこととし、打合せ、協議に臨場するものとする。

また、次のいずれかに該当する資格保有者を配置するものとする。

技術士法に定める技術士で、衛生工学部門（廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理）又は総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理）の資格を有する者。

- (2) 照査技術者は、業務の全般にわたり技術上の照査を行うこととする。

また、主任技術者と同等の知識及び経験を有し、次のいずれかに該当する資格保有者を配置するものとする。

技術士法に定める技術士で、衛生工学部門（廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理）又は総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理）の資格を有する者。

- (3) 担当技術者は、R C C M（廃棄物部門）又は技術士補（衛生工学部門）の資格保有者を配置するものとする。

## 8 議事録の作成

受注者は、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、本市に提出しなければならない。

## 9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に際し次の書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表（2部）
- (3) 業務実施計画書
- (4) 主任技術者届及び経歴書（資格証明書含む）
- (5) 照査技術者届及び経歴書（資格証明書含む）
- (6) 担当技術者届及び経歴書（資格証明書含む）
- (7) 業務報告書
- (8) 業務完了届
- (9) 業務引渡書（2部）

## 10 成果品の審査及び引渡し

受注者は、業務完了前に成果品の審査を受け、その審査合格後に成果品を一式納品し、業務の完了とする。

## 1 1 成果品

成果品は、次の電子データを記録した電子媒体（ＣＤ－Ｒ２組）を提出する。電子データについては、Ｗｏｒｄ、Ｅｘｃｅｌ形式及び市ホームページ掲載用として分割したＰＤＦ形式を含むものとし、本市が編集可能な形式とする。また、Ｅｘｃｅｌデータは、数式が入ったものとする。

- (1) 赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- (2) 赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版
- (3) 計画の見直しに係る資料

## 1 2 帰属

成果品及び作業工程において作成された資料に対する一切の権利は、赤穂市に帰属する。

## 1 3 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じ本市と受注者が協議をしてこれを定めるものとする。
- (2) 受注者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、本市から書面による承諾を得た場合は、業務の一部について再委託することができる。
- (3) 受注者は、特許権又は著作権等その他第三者の権利の対象になっているイラスト等を本業務のために使用する場合、その使用に関する許可、費用等については、一切の責任を負う。

# 第2章 業務内容

## 1 現行計画の改定（中間見直し）及び概要版の作成

現行計画の改定（中間見直し）については、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月環境省）」を踏まえること。

- (1) 現行計画の整理及び検証

現行計画の改定（中間見直し）に当たり、次の事項について整理及び検証する。

ア 本市の概況

人口推移、産業の動向

イ ごみ処理の現況

本市のごみ排出・資源化量、ごみの組成、収集・運搬、中間処理、最終処分、及びごみ処理経費の状況

ウ 中間目標年度（令和7年度）における目標達成状況

エ 基本施策の実施状況

現行計画において実施するとした基本施策の実施状況

(2) 課題の抽出

(1)の実績、基本施策の実施状況の検証に基づき、現行のごみ処理に関する課題や検討すべき事項を抽出する。

(3) 関連計画との整合性

本市の総合計画、環境基本計画等及び廃棄物関連法令等との整合性を図る。

(4) 他自治体等の動向調査

ごみの減量化・資源化に係る他自治体の先進事例や動向等を調査・分析し、見直し後の計画への導入可能性について検討する。

(5) ごみ排出・資源化量及び処理量の将来推計

現況のごみ排出量等について調査し、将来推計人口を考慮して、ごみ排出・資源化量及び処理量をごみの種類別に推計する。推計は、現状施策のまま推移するごみ排出量等を推計するとともに、既存施策の継続・拡充及び新規施策を実施する場合についても推計する。

(6) 基本施策及び目標値の見直し

(1)から(5)を踏まえ、基本施策及び目標値の見直しを行う。

(7) 収集・運搬、中間処理、最終処分に係る体制の見直し

(5)の既存施策の継続・拡充及び新規施策を実施する場合の将来推計及び(6)を踏まえ、各体制について見直しを行う。